



宮 崎 県 公 報

平成28年4月18日(月曜日) 第 2786 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則(農政企画課) 1

告 示

○救急病院の辞退(医療業務課) 21

○救急病院の認定() 21

○歳入の収納の事務の委託(山林・林振興課) 21

頁

○歳入の収納の事務の委託(水産政策課) 21

○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 21

○土砂災害警戒区域の指定() 22

○土砂災害特別警戒区域の指定() 23

公 告

○肥料の登録の有効期間の更新(農業経営支援課) 23

○肥料の登録の失効() 24

県議会公告

○公文書開示等の状況 24

規 則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第56号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則(平成6年宮崎県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第3章 [略]	第1章～第3章 [略]
第4章 中央会(第59条-第62条)	第4章 雑則(第59条-第63条)
第5章 雑則(第63条-第67条)	附則
附則	(定義)
(定義)	第2条 この規則において「組合」とは、法第98条第1項及び農業協同組合法施行令(昭和37年政令第271号)第11条第1項の規定により知事の所管に属する農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。
第2条 この規則において「組合」とは、法第98条第1項及び農業協同組合法施行令(昭和37年政令第271号)第11条第1項の規定により知事の所管に属する農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。	第2条 この規則において「組合」とは、法第98条第1項の規定により知事の所管に属する農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。
2 [略]	2 [略]
3 この規則において「中央会」とは、宮崎県農業協同組合中央会をいう。	第3条から第6条まで 削除
第3条から第7条まで 削除	(登記の完了の報告)
	第7条 組合は、法第9条第1項の規定による登記(組合等登記令(昭和39年政令第29号)第7条の解散の登記の後に行う登記を除く。)を完了したときは、登記の完了した日から7日以内に、別記様式第5号による報告書に当該登記に係る登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。
	(信用事業規程の設定の承認申請)
(信用事業規程の設定の承認申請)	第8条 組合は、法第11条第1項の承認を受けようとするときは、別記様式第6号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
第8条 組合は、法第11条第1項の承認を受けようとするときは、別記様式第6号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。	第8条 組合は、法第11条第1項の承認を受けようとするときは、別記様式第6号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
(1) [略]	(1) [略]

<p>(2) 信用事業規程の設定を<u>議決</u>した総会又は総代会（以下この章において「総会等」という。）の議事録の謄本</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>（信用事業規程の変更の承認申請）</p> <p>第9条 組合は、法第11条第3項の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第7号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 変更を<u>議決</u>した総会等（理事会の権限に属する事項にあっては、<u>理事会</u>）の議事録の謄本</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 当該変更が信用事業（法第10条第1項第2号及び第3号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第6項及び第7項の事業をいう。以下同じ。）の一部の譲渡又は譲受けによる場合にあっては、当該譲渡又は譲受けに係る契約書類の写し</p> <p>（信用事業規程の廃止の承認申請）</p> <p>第10条 組合は、法第11条第3項の規定による廃止の承認を受けようとするときは、別記様式第8号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 廃止を<u>議決</u>した総会等の議事録の謄本</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>（同一人に対する信用供与等限度額の超過承認申請）</p> <p>第11条 組合は、<u>法第11条の4第1項ただし書</u>の承認を受けようとするときは、別記様式第9号による申請書に農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第18条第3項第1号及び第2号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 信用供与等限度額を超える信用の供与等を<u>議決</u>した<u>理事会</u>の議事録の謄本</p> <p>(4) [略]</p> <p>（共済規程の設定の承認申請）</p> <p>第12条 組合は、<u>法第11条の7第1項</u>の承認を受けようとするときは、別記様式第10号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 共済規程の設定を<u>議決</u>した総会等の議事録の謄本</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>（共済規程の変更の承認申請）</p> <p>第13条 組合は、<u>法第11条の7第3項</u>の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第11号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 変更を<u>議決</u>した総会等（理事会の権限に属する事項にあっては、<u>理事会</u>）の議事録の謄本</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 当該変更が共済事業（法第10条第1項第10号の事業をいう。以下同じ。）の一部の譲渡又は譲受けによる場合にあっては、当該譲渡又は譲受けに係る契約書類の写し</p>	<p>(2) 信用事業規程の設定を<u>決議</u>した総会又は総代会（以下この章において「総会等」という。）の議事録の謄本</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>（信用事業規程の変更の承認申請）</p> <p>第9条 組合は、法第11条第3項の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第7号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 変更を<u>決議</u>した総会等（理事会又は<u>経営管理委員会</u>（以下「<u>理事会等</u>」という。）の権限に属する事項にあっては、<u>理事会等</u>）の議事録の謄本</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 当該変更が信用事業（法第10条第1項第2号及び第3号の事業並びに同項第4号の事業のうち同条第23項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第6項及び第7項の事業をいう。以下同じ。）の一部の譲渡又は譲受けによる場合にあっては、当該譲渡又は譲受けに係る契約書類の写し</p> <p>（信用事業規程の廃止の承認申請）</p> <p>第10条 組合は、法第11条第3項の規定による廃止の承認を受けようとするときは、別記様式第8号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 廃止を<u>決議</u>した総会等の議事録の謄本</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>（同一人に対する信用供与等限度額の超過承認申請）</p> <p>第11条 組合は、<u>法第11条の8第1項ただし書</u>の承認を受けようとするときは、別記様式第9号による申請書に農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号。<u>以下「信用事業命令」という。</u>）第18条第4項第1号及び第2号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 信用供与等限度額を超える信用の供与等を<u>決議</u>した<u>理事会等</u>の議事録の謄本</p> <p>(4) [略]</p> <p>（共済規程の設定の承認申請）</p> <p>第12条 組合は、<u>法第11条の17第1項</u>の承認を受けようとするときは、別記様式第10号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 共済規程の設定を<u>決議</u>した総会等の議事録の謄本</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>（共済規程の変更の承認申請）</p> <p>第13条 組合は、<u>法第11条の17第3項</u>の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第11号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 変更を<u>決議</u>した総会等（<u>理事会等</u>の権限に属する事項にあっては、<u>理事会等</u>）の議事録の謄本</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 当該変更が共済事業（法第10条第1項第10号の事業（この事業に附帯する事業を含む。）及び同条第8項の事業をいう。以下同じ。）の一部の譲渡又は譲受けによる場合にあっては、</p>
---	---

(共済規程の廃止の承認申請)

第14条 組合は、法第11条の7第3項の規定による廃止の承認を受けようとするときは、別記様式第12号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 廃止を議決した総会等の議事録の謄本

(3)～(5) [略]

(共済規程の変更の届出)

第14条の2 組合は、法第11条の7第4項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第12号の2による届出書に第13条第1号から第3号までに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(信託規程の設定の承認申請)

第15条 農業協同組合は、法第11条の23第1項の承認を受けようとするときは、別記様式第13号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 信託規程の設定を議決した総会等の議事録の謄本

(3)～(5) [略]

(信託規程の変更の承認申請)

第16条 農業協同組合は、法第11条の23第3項の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第14号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 変更を議決した総会等(理事会)の権限に属する事項にあっては、理事会の議事録の謄本

(4) [略]

(信託規程の廃止の承認申請)

第17条 農業協同組合は、法第11条の23第3項の規定による廃止の承認を受けようとするときは、別記様式第15号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 廃止を議決した総会等の議事録の謄本

(3)・(4) [略]

(5) 当該廃止が現に行っている農地信託事業(法第10条第3項に定める事業をいう。以下同じ。)の全部を他に譲渡することによる場合にあつては、当該譲渡に係る契約書類の写し

(受託者の辞任の許可申請)

第18条 組合は、信託法(平成18年法律第108号)第57条第2項及び法第11条の26の規定により受託者の辞任の許可を受けようとするときは、別記様式第16号による申請書に信託契約書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(受託者の解任の請求)

第19条 信託法第58条第4項及び法第11条の26の規定により受託者の解任を請求しようとする者は、別記様式第17号による請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(信託の変更請求)

当該譲渡又は譲受けに係る契約書類の写し

(共済規程の廃止の承認申請)

第14条 組合は、法第11条の17第3項の規定による廃止の承認を受けようとするときは、別記様式第12号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 廃止を議決した総会等の議事録の謄本

(3)～(5) [略]

(共済規程の変更の届出)

第14条の2 組合は、法第11条の17第4項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第12号の2による届出書に第13条第1号から第3号までに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(信託規程の設定の承認申請)

第15条 農業協同組合は、法第11条の42第1項の承認を受けようとするときは、別記様式第13号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 信託規程の設定を議決した総会等の議事録の謄本

(3)～(5) [略]

(信託規程の変更の承認申請)

第16条 農業協同組合は、法第11条の42第3項の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第14号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 変更を議決した総会等(理事会)の権限に属する事項にあっては、理事会等の議事録の謄本

(4) [略]

(信託規程の変更の届出)

第16条の2 農業協同組合は、法第11条の42第4項の規定による変更の届出をしようとするときは、別記様式第14号の2による届出書に前条第1号から第3号までに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(信託規程の廃止の届出)

第17条 農業協同組合は、法第11条の42第4項の規定による廃止の届出をしようとするときは、別記様式第15号による届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 廃止を議決した総会等の議事録の謄本

(3)・(4) [略]

(5) 当該廃止が現に行っている農地信託事業(法第10条第3項に定める事業をいう。)の全部を他に譲渡することによる場合にあつては、当該譲渡に係る契約書類の写し

(受託者の辞任の許可申請)

第18条 組合は、信託法(平成18年法律第108号)第57条第2項及び法第11条の45の規定により受託者の辞任の許可を受けようとするときは、別記様式第16号による申請書に信託契約書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(受託者の解任の請求)

第19条 信託法第58条第4項及び法第11条の45の規定により受託者の解任を請求しようとする者は、別記様式第17号による請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(信託の変更請求)

第20条 信託法第 150条第 1 項及び法第11条の26の規定により信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更の請求をしようとする者は、別記様式第18号による請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(信託の終了の請求)

第21条 信託法第 165条第 1 項及び法第11条の26の規定により信託の終了を請求しようとする者は、別記様式第19号による請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(宅地等供給事業実施規程の設定の承認申請)

第22条 組合は、法第11条の29第 1 項の承認を受けようとするときは、別記様式第20号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 宅地等供給事業実施規程の設定を議決した総会等の議事録の謄本

(3)～(5) [略]

(宅地等供給事業実施規程の変更の承認申請)

第23条 組合は、法第11条の29第 3 項の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第21号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 変更を議決した総会等（理事会の権限に属する事項にあっては、理事会）の議事録の謄本

(4) [略]

(宅地等供給事業実施規程の廃止の承認申請)

第24条 組合は、法第11条の29第 3 項の規定による廃止の承認を受けようとするときは、別記様式第22号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 廃止を議決した総会等の議事録の謄本

(3)・(4) [略]

(5) 当該廃止が現に行っている宅地等供給事業（法第10条第 5 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業をいう。）の全部を他に譲渡することによる場合にあつては、当該譲渡に係る契約書類の写し

(農業経営規程の設定の承認申請)

第25条 組合は、法第11条の32第 1 項の承認を受けようとするときは、別記様式第23号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 農業経営規程の設定を議決した総会等の議事録の謄本

(3) 次に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類
ア 農業協同組合 法第11条の31に規定する農業の経営及びこれに附帯する事業（以下この条及び第27条において「農業経営」という。）を行うことについて組合員（法第12条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定による組合員を除く。）の総数の 3 分の 2 以上の書面による同意を得たことを証する書類

第20条 信託法第 150条第 1 項及び法第11条の45の規定により信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更の請求をしようとする者は、別記様式第18号による請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(信託の終了の請求)

第21条 信託法第 165条第 1 項及び法第11条の45の規定により信託の終了を請求しようとする者は、別記様式第19号による請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(宅地等供給事業実施規程の設定の承認申請)

第22条 組合は、法第11条の48第 1 項の承認を受けようとするときは、別記様式第20号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 宅地等供給事業実施規程の設定を議決した総会等の議事録の謄本

(3)～(5) [略]

(宅地等供給事業実施規程の変更の承認申請)

第23条 組合は、法第11条の48第 3 項の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第21号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 変更を議決した総会等（理事会等の権限に属する事項にあっては、理事会等）の議事録の謄本

(4) [略]

(宅地等供給事業実施規程の変更の届出)

第23条の 2 組合は、法第11条の48第 4 項の規定による変更の届出をしようとするときは、別記様式第21号の 2 による届出書に前条第 1 号から第 3 号までに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(宅地等供給事業実施規程の廃止の届出)

第24条 組合は、法第11条の48第 4 項の規定による廃止の届出をしようとするときは、別記様式第22号による届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 廃止を議決した総会等の議事録の謄本

(3)・(4) [略]

(5) 当該廃止が現に行っている宅地等供給事業（法第10条第 5 項各号に掲げる事業をいう。）の全部を他に譲渡することによる場合にあつては、当該譲渡に係る契約書類の写し

(農業経営規程の設定の承認申請)

第25条 組合は、法第11条の51第 1 項の承認を受けようとするときは、別記様式第23号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 農業経営規程の設定を議決した総会等の議事録の謄本

(3) 次に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類
ア 農業協同組合 法第11条の50に規定する農業の経営及びこれに附帯する事業（以下この条及び第27条において「農業経営」という。）を行うことについて組合員（法第12条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定による組合員を除く。）の総数の 3 分の 2 以上の書面による同意を得たことを証する書類

イ 農業協同組合連合会 農業経営を行うことについて会員（法第12条第2項第2号又は第3号の規定による会員を除く。）の総数の3分の2以上の書面による同意を得たことを証する書類及び当該農業協同組合連合会が農業経営を行うことについて会員たる組合が同意することを議決した総会等の議事録の謄本

(4)～(6) [略]

(農業経営規程の変更の承認申請)

第26条 組合は、法第11条の32第3項の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第24号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 変更を議決した総会等（理事会の権限に属する事項にあっては、理事会）の議事録の謄本

(4) [略]

(農業経営規程の廃止の承認申請)

第27条 組合は、法第11条の32第3項の規定による廃止の承認を受けようとするときは、別記様式第25号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 廃止を議決した総会等の議事録の謄本

(3)～(5) [略]

(役員及び職員の変更の報告)

第28条 組合は、次に掲げる役員又は職員に変更があったときは、変更のあった日から7日以内に、別記様式第26号による報告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4)・(5) [略]

2 前項の報告書には、同項第1号及び第4号に掲げる役員に係る報告にあっては選挙録（役員を選出について選任の方法をとる組合にあっては、役員を選任した総会等の議事録。以下同じ。）の謄本を、同項第2号、第3号及び第5号に掲げる役員又は職員に係る報告にあっては理事会の議事録の謄本を添付しなければならない。

(法に基づく請求があった場合の報告)

第29条 組合は、次に掲げる事項に係る請求があったときは、遅滞なく、別記様式第27号による報告書に当該請求に係る書類の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 法第35条の5第5項において準用する会社法第383条第2項の規定による理事会の招集

(3)・(4) [略]

(5) 法第40条の2において準用する会社法第847条第1項の規定による役員の責任を追及する訴えの提起

(6)・(7) [略]

イ 農業協同組合連合会 農業経営を行うことについて会員（法第12条第2項第2号又は第3号の規定による会員を除く。）の総数の3分の2以上の書面による同意を得たことを証する書類及び当該農業協同組合連合会が農業経営を行うことについて会員たる組合が同意することを議決した総会等の議事録の謄本

(4)～(6) [略]

(農業経営規程の変更の承認申請)

第26条 組合は、法第11条の51第3項の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第24号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 変更を議決した総会等（理事会等の権限に属する事項にあっては、理事会等）の議事録の謄本

(4) [略]

(農業経営規程の変更の届出)

第26条の2 組合は、法第11条の51第4項の規定による変更の届出をしようとするときは、別記様式第24号の2による届出書に前条第1号から第3号までに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(農業経営規程の廃止の届出)

第27条 組合は、法第11条の51第4項の規定による廃止の届出をしようとするときは、別記様式第25号による届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 廃止を議決した総会等の議事録の謄本

(3)～(5) [略]

(役員及び職員の変更の報告)

第28条 組合は、次に掲げる役員又は職員に変更があったときは、変更のあった日から7日以内に、別記様式第26号による報告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 経営管理委員

(5)・(6) [略]

2 前項の報告書には、同項第1号、第4号及び第5号に掲げる役員に係る報告にあっては選挙録（役員を選出について選任の方法をとる組合にあっては、役員を選任した総会等の議事録。以下同じ。）の謄本を、同項第2号、第3号及び第6号に掲げる役員又は職員に係る報告にあっては理事会の議事録の謄本を添付しなければならない。

3 経営管理委員設置組合における第1項第1号から第3号までに掲げる理事に係る報告にあっては、前項の規定にかかわらず、経営管理委員会の議事録の謄本を添付しなければならない。

(法に基づく請求があった場合の報告)

第29条 組合は、次に掲げる事項に係る請求があったときは、遅滞なく、別記様式第27号による報告書に当該請求に係る書類の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 法第35条の5第5項において準用する会社法第383条第2項の規定による理事会等の招集

(3)・(4) [略]

(5) 法第41条において準用する会社法第847条第1項の規定による役員の責任を追及する訴えの提起

(6)・(7) [略]

(総会等の招集の報告)

第30条 組合は、理事又は監事が総会等の招集を通知したときは、直ちに、別記様式第28号による報告書を知事に提出しなければならない。

2 [略]

(理事会の終了の報告)

第32条 組合は、理事会を終了したときは、遅滞なく、別記様式第30号による報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 理事会の議事録の謄本
- (2) 理事会に付議した議案

(登記の完了の報告)

第33条 組合は、法第4章の規定による登記(法第78条の解散の登記の後に~~行う登記を除く。~~)を完了したときは、登記の完了した日から7日以内に、別記様式第31号による報告書に当該登記に係る登記簿の謄本又は抄本を添えて、知事に提出しなければならない。

(事業停止等の報告)

第37条 組合は、30日を超える期間にわたる事業の全部若しくは一部の停止又は当該停止した事業の全部若しくは一部の開始をしようとするときは、別記様式第35号による報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 次に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類(以下「財産に関する書類」という。)
- ア [略]
- イ 組合員に出資をさせる組合(以下「出資組合」という。)
財産目録及び貸借対照表

2 [略]

(定例の財務諸表等の報告)

第38条 組合は、次の各号に掲げる書類を、それぞれ当該各号に掲げる日までに、別記様式第36号による報告書に添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 合計残高試算表 次に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日
- ア 毎月末日を基準日として合計残高試算表を作成する組合当該基準日を含む月の翌月の10日
- イ その他の組合 合計残高試算表を作成した日から10日を経過しない日
- (2) 業務報告書及び事業計画書 当該業務報告書又は事業計画書を承認し、又は議決した総会等の終了した日から2週間を経過しない日

(定款の変更の認可申請)

第40条 組合は、法第44条第2項の認可を受けようとするときは、別記様式第38号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) [略]
- (3) 定款の変更を議決した総会等の議事録の謄本
- (4) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類
- ア 農業協同組合連合会が法第46条の2の規定による定款の変更をしようとする場合 当該農業協同組合連合会の会員たる組合が、法第46条の2の規定による議決を行った総会等の議事録の謄本
- イ 出資組合が出資1口の金額の減少を行うため定款の変更を

(総会等の招集の報告)

第30条 組合は、理事、経営管理委員又は監事が総会等の招集を通知したときは、直ちに、別記様式第28号による報告書を知事に提出しなければならない。

2 [略]

(理事会等の終了の報告)

第32条 組合は、理事会等を終了したときは、遅滞なく、別記様式第30号による報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 理事会等の議事録の謄本
- (2) 理事会等に付議した議案

第33条 削除

(事業停止等の報告)

第37条 組合は、30日を超える期間にわたる事業の全部若しくは一部の停止又は当該停止した事業の全部若しくは一部の開始をしようとするときは、別記様式第35号による報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 次に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類(以下「財産に関する書類」という。)
- ア [略]
- イ 組合員に出資をさせる組合(以下「出資組合」という。)
貸借対照表

2 [略]

第38条 削除

(定款の変更の認可申請)

第40条 組合は、法第44条第2項の認可を受けようとするときは、別記様式第38号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) [略]
- (3) 定款の変更を決議した総会等の議事録の謄本
- (4) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類
- ア 出資組合が出資1口の金額の減少を行うため定款の変更を

しようとする場合 次に掲げる書類

(ア) 法第49条第1項の財産目録及び貸借対照表

(イ) 法第49条第2項に定める手続を経たことを証する書類

(ウ) [略]

ウ～オ [略]

カ 法第50条の2第7項の定款の変更をしようとする場合 次に掲げる書類

(ア) 法第50条の2第1項の議決を行った総会等の議事録の
謄本

(イ) 法第50条の2第4項において準用する法第49条第1項
の財産目録及び貸借対照表

(ウ) 法第50条の2第4項において準用する法第49条第2項
に定める手続を経たことを証する書類

(エ)・(オ) [略]

キ 法第50条の4第5項において準用する法第50条の2第7項
の定款の変更をしようとする場合 次に掲げる書類

(ア) 法第50条の4第1項の議決を行った総会等の議事録の
謄本

(イ) 法第50条の4第4項において準用する法第49条第1項
の財産目録及び貸借対照表

(ウ) 法第50条の4第4項において準用する法第49条第2項
に定める手続を経たことを証する書類

(エ) [略]

(信用事業の全部の譲渡の届出)

第41条 組合は、法第50条の2第7項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第39号による届出書に第40条第4号カ(ア)から(オ)までに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(共済事業の全部の譲渡の届出)

第42条 組合は、法第50条の4第5項において準用する法第50条の2第7項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第40号による届出書に第40条第4号キ(ア)から(エ)までに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(設立の認可の申請)

第43条 法第59条第1項の設立の認可を受けようとする者は、別記様式第41号による申請書に同項の定款及び事業計画のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) 役員となるべき者の氏名及び住所を記載した書類(役員となるべき者のうち農業を営むものについては、その者の営む農

しようとする場合 次に掲げる書類

(ア) 法第49条第2項に定める手続を経たことを証する書類及び農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号。以下「省令」という。)第180条第1項に規定する貸借対照表

(イ) [略]

イ～エ [略]

オ 法第50条の2第7項の定款の変更をしようとする場合 次に掲げる書類

(ア) 法第50条の2第1項の決議を行った総会等の議事録の
謄本

(イ) 法第50条の2第4項において準用する法第49条第2項に定める手続を経たことを証する書類及び省令第180条第1項に規定する貸借対照表

(ウ)・(エ) [略]

カ 法第50条の4第5項において準用する法第50条の2第7項の定款の変更をしようとする場合 次に掲げる書類

(ア) 法第50条の4第1項の決議を行った総会等の議事録の
謄本

(イ) 法第50条の4第4項において準用する法第49条第2項に定める手続を経たことを証する書類及び省令第180条第1項に規定する貸借対照表

(ウ) [略]

キ 出資組合が非出資組合へ移行するため定款の変更をしようとする場合 次に掲げる書類

(ア) 法第54条の5第3項において読み替えて準用する法第49条第2項に定める手続を経たことを証する書類及び省令第180条第1項に規定する貸借対照表

(イ) 法第54条の5第3項において読み替えて準用する法第49条第2項に定める手続の結果、異議の申出があった場合は、法第54条の5第3項において読み替えて準用する法第50条第2項に定める手続を経たことを証する書類

(信用事業の全部の譲渡の届出)

第41条 組合は、法第50条の2第7項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第39号による届出書に第40条第4号オ(ア)から(エ)までに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(共済事業の全部の譲渡の届出)

第42条 組合は、法第50条の4第5項において準用する法第50条の2第7項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第40号による届出書に第40条第4号カ(ア)から(ウ)までに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(設立の認可の申請)

第43条 法第59条第1項の設立の認可を受けようとする者は、別記様式第41号による申請書に同項の定款及び事業計画のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) 役員となるべき者の氏名、年齢、性別及び住所を記載した書類(役員となるべき者のうち農業を営むものについては、そ

業の状況を記載した書類を含む。)

(11) [略]

(12) [略]

(解散の認可の申請)

第46条 組合は、法第64条第2項の認可を受けようとするときは、別記様式第44号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 解散を議決した総会等の議事録の謄本
- (3) 解散を議決した日を基準日とする財産に関する書類

(組合員の減少による解散の届出)

第47条 組合は、法第64条第4項後段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第45号による届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(包括承継をしないことによる解散の届出)

第48条 農業協同組合連合会は、法第64条第7項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第46号による届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 法第64条第6項第3号の期間の末日を基準日とする財産に関する書類
- (3) [略]

(吸収合併の認可の申請)

第49条 組合は、吸収による合併をしようとする場合において、法第65条第2項の認可を受けようとするときは、別記様式第47号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

の者の営む農業の状況を記載した書類を含む。)

(11) [略]

(12) 農業協同組合の理事となるべき者が法第30条第12項各号に掲げる者であることを証する書類(同項ただし書に規定する場合においては、省令第76条の2第1項各号に掲げる場合であることを証する書類)

(13) [略]

2 前項の申請書を提出するに当たって、経営管理委員設置組合を設立しようとするときは、前項第11号及び第12号に掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 経営管理委員となるべき者が法第30条の2第4項において読み替えて準用する法第30条第11項ただし書の農業者(法人にあっては、その役員)又は組合員(法人にあっては、その役員)であることを証する書類

(2) 農業協同組合の経営管理委員となるべき者が法第30条の2第4項において読み替えて準用する法第30条第12項各号に掲げる者であることを証する書類(同項ただし書に規定する場合においては、省令第76条の2第2項各号に掲げる場合であることを証する書類)

(解散の認可の申請)

第46条 組合は、法第64条第2項の認可を受けようとするときは、別記様式第44号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) [略]
 - (2) 解散を議決した総会等の議事録の謄本
 - (3) 解散を議決した日を基準日とする財産に関する書類
 - (4) 総代会で解散を議決した組合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
 - (5) 法第48条の2第2項の規定による総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- (総会等の決議による解散の届出)

第46条の2 組合は、法第64条第4項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第44号の2による届出書に前条各号に掲げる書類及び解散の登記に係る登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(組合員の減少による解散の届出)

第47条 組合は、法第64条第5項後段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第45号による届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(包括承継をしないことによる解散の届出)

第48条 農業協同組合連合会は、法第64条第8項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第46号による届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 法第64条第7項第3号の期間の末日を基準日とする財産に関する書類
- (3) [略]

(吸収合併の認可の申請)

第49条 組合は、吸収による合併をしようとする場合において、法第65条第2項の認可を受けようとするときは、別記様式第47号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 合併を議決した総会等の議事録
- (3)～(5) [略]
- (6) 次に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類
- ア 非出資組合 合併を議決した総会等のあった日を基準日とする財産目録
- イ 出資組合 次に掲げる書類
- (ア) 法第65条第4項において準用する法第49条第1項の財産目録及び貸借対照表
- (イ) 法第65条第4項において準用する法第49条第2項に定める手続を経たことを証する書類
- (ウ) 法第65条第4項において準用する法第49条第2項に定める手続の結果、異議の申出があった場合は、法第65条第4項において準用する法第50条第2項に定める手続を経たことを証する書類

(7)・(8) [略]

(新設合併の認可の申請)

第50条 法第66条第1項の設立委員は、法第65条第2項の認可を受けようとするときは、別記様式第48号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号から第8号までに掲げる書類
- (2)～(4) [略]
- (5) 役員となるべき者の氏名及び住所を記載した書類(理事となるべき者が法第66条第3項において準用する法第30条第11項に規定する組合員である場合は、その旨を証する書類及び当該理事となるべき者の営む農業の状況を記載した書類を含む。)

(6) [略]

- (1) [略]
- (2) 合併を決議した総会等の議事録の謄本
- (3)～(5) [略]
- (6) 法第65条第4項において読み替えて準用する法第49条第2項に定める手続を経たことを証する書類及び省令第180条第2項において読み替えて準用する同条第1項に規定する財産目録又は貸借対照表

(7) 法第65条第4項において読み替えて準用する法第49条第2項に定める手続の結果、異議の申出があった場合は、法第65条第4項において準用する法第50条第2項に定める手続を経たことを証する書類

(8)・(9) [略]

(10) 総代会で合併を決議した組合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類

(11) 法第48条の2第2項の規定による総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本

(12) 法第65条の2に定める手続により合併する場合には、理事会等の議事録の謄本その他同条に定める手続を経たことを証する書類

2 法第10条第1項第3号の事業を行う組合においては、前項の規定にかかわらず、信用事業命令第57条第1項各号に掲げる書類のほか前項第4号及び第5号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(新設合併の認可の申請)

第50条 法第66条第1項の設立委員は、法第65条第2項の認可を受けようとするときは、別記様式第48号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号から第11号までに掲げる書類(法第10条第1項第3号の事業を行う組合は、前条ただし書に規定する書類)
- (2)～(4) [略]
- (5) 役員となるべき者の氏名、年齢、性別及び住所を記載した書類

(6) 理事となるべき者が法第66条第3項において準用する法第30条第11項本文に規定する組合員たる個人又は組合員たる法人の役員であることを証する書類

(7) 農業協同組合の理事となるべき者が法第66条第3項において準用する法第30条第12項各号に掲げる者であることを証する書類(同項ただし書に規定する場合には、省令第76条の2第1項各号に掲げる場合であることを証する書類)

(8) [略]

2 前項の申請書を提出するに当たって、合併によって経営管理委員設置組合を設立しようとするときは、前項第6号及び第7号に掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を添えなければならない。

（包括承継の認可の申請）

第51条 組合は、法第70条第2項において準用する法第65条第2項の認可を受けようとするときは、別記様式第49号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）・（2） 〔略〕

（3） 承継人となるべき組合（以下「承継組合」という。）及び被承継連合会の包括承継を議決した総会等の議事録

（4）・（5） 〔略〕

（6） 次に掲げる承継組合及び被承継連合会の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類

ア 非出資組合 包括承継を議決をした総会等のあった日を基準日とする財産目録

イ 出資組合 次に掲げる書類

（ア） 法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第1項の財産目録及び貸借対照表

（イ） 法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第2項に定める手続を経たことを証する書類

（ウ） 法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第2項に定める手続の結果、異議の申出があった場合は、法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第50条第2項に定める手続を経たことを証する書類

（7）・（8） 〔略〕

（1） 経営管理委員となるべき者が法第66条第4項において読み替えて準用する法第30条の2第4項において読み替えて準用する法第30条第11項本文に規定する組合員たる個人又は組合員たる法人の役員であることを証する書類

（2） 農業協同組合の経営管理委員となるべき者が法第66条第4項において読み替えて準用する法第30条の2第4項において読み替えて準用する法第30条第12項各号に掲げる者であることを証する書類（同項ただし書に規定する場合には、省令第76条の2第2項各号に掲げる場合であることを証する書類）

（包括承継の認可の申請）

第51条 組合は、法第70条第2項において準用する法第65条第2項の認可を受けようとするときは、別記様式第49号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）・（2） 〔略〕

（3） 承継人となるべき組合（以下「承継組合」という。）及び被承継連合会の包括承継を議決した総会等の議事録の謄本

（4）・（5） 〔略〕

（6） 法第70条第2項において準用する法第65条第4項において読み替えて準用する法第49条第2項に定める手続を経たことを証する書類及び省令第180条第2項において読み替えて準用する同条第1項に規定する財産目録又は貸借対照表

（7） 法第70条第2項において準用する法第65条第4項において読み替えて準用する法第49条第2項に定める手続の結果、異議の申出があった場合は、法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第50条第2項に定める手続を経たことを証する書類

（8）・（9） 〔略〕

（10） 総代会で包括承継を議決した組合にあっては、法第70条第2項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類

（11） 法第70条第2項において準用する法第48条の2第2項の規定による総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本

（新設分割の認可の申請）

第51条の2 組合は、法第70条の3第3項の認可を受けようとするときは、別記様式第49号の2による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1） 新設分割の理由書

（2） 新設分割を議決した総会等の議事録の謄本

（3） 新設分割計画書

（4） 新設分割までの経過の概要を記載した書類

（5） 法第70条の3第5項において読み替えて準用する法第49条第2項に定める手続を経たことを証する書類及び省令第180条

第 1 項に規定する貸借対照表

- (6) 法第70条の3第5項において読み替えて準用する法第49条第2項に定める手続の結果、異議の申出があった場合は、法第70条の3第5項において準用する法第50条第2項に定める手続を経たことを証する書類
- (7) 新設分割設立組合の定款及び事業計画書
- (8) 総代会で新設分割を決議した組合にあっては、法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- (9) 法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第2項の規定による総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- (10) 設立委員を選任した総会等の議事録の謄本
- (11) 設立委員会の議事録の謄本
- (12) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類
- ア 農業協同組合が新設分割しようとする場合 次に掲げる書類
- (ア) 設立委員の営む農業の状況を記載した書類
- (イ) 設立委員が法第12条第1項第1号の規定による組合員であることを証する書類
- イ 農業協同組合連合会が新設分割しようとする場合 次に掲げる書類
- (ア) 設立委員の履歴書
- (イ) 設立委員が法第12条第2項第1号の規定による会員たる組合の役員であることを証する書類
- (13) 役員となるべき者の氏名、年齢、性別及び住所を記載した書類
- (14) 理事となるべき者が法第70条の3第5項において準用する法第66条第3項において準用する法第30条第11項本文に規定する組合員たる個人又は組合員たる法人の役員であることを証する書類
- (15) 農業協同組合の理事となるべき者が法第70条の3第5項において準用する法第66条第3項において準用する法第30条第12項各号に掲げる者であることを証する書類（同項ただし書に規定する場合においては、省令第76条の2第1項各号に掲げる場合であることを証する書類）
- (16) 役員となるべき者の選任に関する記録
- (17) 新設分割に伴う労働契約の承継に関して、法第70条の6に規定する協議を経たことを証する書類
- (18) 法第70条の4に定める手続により新設分割を行う場合には、第2号に掲げる書類に代えて、理事会等の議事録の謄本その他同条に定める手続を経たことを証する書類
- 2 前項の申請書を提出するに当たって、新設分割によって経営管理委員設置組合を設立しようとするときは、前項第14号及び第15号に掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 経営管理委員となるべき者が法第70条の3第5項において準用する法第66条第4項において読み替えて準用する法第30条の2第4項において読み替えて準用する法第30条第11項本文に規定する組合員たる個人又は組合員たる法人の役員であることを証する書類
- (2) 農業協同組合の経営管理委員となるべき者が法第70条の3第5項において準用する法第66条第4項において読み替えて準用する法第30条の2第4項において読み替えて準用する法第30

(定款変更の届出)

第52条 農事組合法人は、法第72条の13第2項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第50号による届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 定款の変更を議決した総会の議事録の謄本
(設立の届出)

第53条 農事組合法人は、法第72条の16第4項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第51号による届出書に、同項の登記事項証明書及び定款のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(以下「農業経営農事組合法人」という。)にあっては、常時従事者の数並びに常時従事者のうち、組合員及び組合員と同一の世帯に属する者以外の者の数を記載した書類

(解散の届出)

第54条 農事組合法人は、法第72条の17第2項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第52号による届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類
ア 法第72条の17第1項の規定により解散した場合 組合員が3人未満となり、そのなった日から引き続き6月間その組合員が3人以上にならなかったことを証する書類

イ 法第73条第4項において準用する法第64条第1項第1号に掲げる事由により解散した場合 解散までの経過の概要を記載した書類及び解散を議決した総会の議事録の謄本

ウ・エ [略]

(3) 解散した日を基準日とする財産目録

(4) 法第72条の15第1項の農事組合法人にあっては、解散した日を基準日とする貸借対照表

(合併の届出)

第55条 農事組合法人は、法第72条の18第3項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第53号による届出書に同項の登記事項証明書のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(一時理事の職務を行うべき者の選任の請求)

第56条 法第72条の12の6の請求をしようとする者は、別記様式第54号による請求書を知事に提出しなければならない。

(監事の報告)

第57条 法第72条の12の8第3号に規定する報告をしようとする監事は、別記様式第55号による報告書を知事に提出しなければならない。

(清算結了の届出)

第58条 法第72条の18の10の規定による届出をしようとする清算人は、法第80条の清算結了の登記の完了した日から7日以内に、別記様式第56号による届出書に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

条第12項各号に掲げる者であることを証する書類(同項ただし書に規定する場合においては、省令第76条の2第2項各号に掲げる場合であることを証する書類)

(定款変更の届出)

第52条 農事組合法人は、法第72条の29第2項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第50号による届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 定款の変更を議決した総会の議事録の謄本
(設立の届出)

第53条 農事組合法人は、法第72条の32第4項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第51号による届出書に、同項の登記事項証明書及び定款のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(以下「農業経営農事組合法人」という。)にあっては、常時従事者の数並びに常時従事者のうち、組合員及び組合員と同一の世帯に属する者以外の者の数を記載した書類

(解散の届出)

第54条 農事組合法人は、法第72条の34第2項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第52号による届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類
ア 法第72条の34第1項の規定により解散した場合 組合員が3人未満となり、そのなった日から引き続き6月間その組合員が3人以上にならなかったことを証する書類

イ 法第73条第4項において準用する法第64条第1項第1号に掲げる事由により解散した場合 解散までの経過の概要を記載した書類及び解散を議決した総会の議事録の謄本

ウ・エ [略]

(3) 解散した日を基準日とする財産目録又は貸借対照表

(合併の届出)

第55条 農事組合法人は、法第72条の35第3項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第53号による届出書に同項の登記事項証明書のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(一時理事の職務を行うべき者の選任の請求)

第56条 法第72条の22の請求をしようとする者は、別記様式第54号による請求書を知事に提出しなければならない。

(監事の報告)

第57条 法第72条の24第3号に規定する報告をしようとする監事は、別記様式第55号による報告書を知事に提出しなければならない。

(清算結了の届出)

第58条 法第72条の44の規定による届出をしようとする清算人は、組合等登記令第10条の清算結了の登記の完了した日から7日以内に、別記様式第56号による届出書に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

第 4 章 中央会

第59条 削除

(役員の変更の報告)

第60条 中央会は、次に掲げる役員又は職員に変更があったときは、変更のあった日から7日以内に、別記様式第59号による報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 会長、副会長及び理事

(2) 監事

(3) 参事及び会計主任

2 前項の報告書には、同項第1号及び第2号に掲げる役員の変更に係る報告にあっては当該役員を選任した総会の議事録の謄本を、同項第3号に掲げる職員の変更に係る報告にあっては当該職員を選任した理事会の議事録の謄本を添付しなければならない。

(組合に関する規定の準用)

第61条 中央会には、第30条から第36条までの規定を準用する。この場合において、第30条第1項中「理事又は監事」とあるのは「会長、副会長、理事又は監事」と、第33条中「法第78条の解散の登記の後に行う登記」とあるのは「法第80条の規定による登記」と読み替えるものとする。

(財務報告)

第62条 中央会は、毎事業年度の予算が成立し、又は決算が確定したときは、予算が成立し、又は決算が確定した日から7日以内に、別記様式第60号による報告書に予算書又は決算書を添えて、知事に提出しなければならない。

第 5 章 雑則

(検査の請求)

第63条 組合員は、法第94条第1項の規定による請求をしようとするときは、別記様式第61号による請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 請求に同意した組合員がその住所及び氏名を自署し、かつ、押印した書類

(3) 請求をしようとする日における組合員の総数及び請求に同意した者が組合員であることを証する書類

(取消の請求)

第64条 組合員は、法第96条第1項の規定による請求をしようとするときは、別記様式第62号による請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 請求に同意した組合員がその住所及び氏名を自署し、かつ、押印した書類

(3) 請求をしようとする日における組合員の総数及び請求に同意した者が組合員であることを証する書類

(書類の経由)

第65条 組合及び農事組合法人が、法及びこの規則の規定により知事に提出する書類(以下「申請等の書類」という。)は、当該組合及び農事組合法人の主たる事務所の所在地を管轄する農林振興局又は西臼杵支庁の長を経由しなければならない。ただし、中央会及び県の区域を地区とする農業協同組合連合会については、この限りでない。

(書類の提出部数)

第66条 申請等の書類の部数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ

第 4 章 雑則

(検査の請求)

第59条 組合員及び会員(県の区域を地区とする農業協同組合連合会の会員を含む。この条及び次条において同じ。)は、法第94条第1項の規定による請求をしようとするときは、別記様式第57号による請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 請求に同意した組合員又は会員がその住所及び氏名を自署し、かつ、押印した書類

(3) 請求をしようとする日における組合員又は会員の総数及び請求に同意した者が組合員又は会員であることを証する書類

(取消の請求)

第60条 組合員及び会員は、法第96条第1項の規定による請求をしようとするときは、別記様式第58号による請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 請求に同意した組合員又は会員がその住所及び氏名を自署し、かつ、押印した書類

(3) 請求をしようとする日における組合員又は会員の総数及び請求に同意した者が組合員又は会員であることを証する書類

(書類の経由)

第61条 組合及び農事組合法人が、法、法に基づく命令及びこの規則の規定により知事に提出する書類(以下「申請等の書類」という。)は、当該組合及び農事組合法人の主たる事務所の所在地を管轄する農林振興局又は西臼杵支庁の長を経由しなければならない。

(書類の提出部数)

第62条 申請等の書類の部数は、2部とする。

、それぞれ当該各号に掲げる部数とする。

(1) 中央会及び県の区域を地区とする農業協同組合連合会 1 部

(2) 県の区域を地区とする農業協同組合連合会以外の組合及び農事組合法人 2 部

第67条 [略]

別記

様式第 1 号から第 5 号まで 削除

様式第 9 号 (第11条関係)

[略]

同一人に対する信用供与等の額が農業協同組合法第11条の 4 第 1 項の信用供与等限度額を超えることについて、同項ただし書の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第10号 (第12条関係)

[略]

共済事業を行うため、共済規程を定めたので、農業協同組合法第11条の 7 第 1 項の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第11号 (第13条関係)

[略]

共済規程を変更したいので、農業協同組合法第11条の 7 第 3 項の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第12号 (第14条関係)

[略]

共済規程を廃止したいので、農業協同組合法第11条の 7 第 3 項の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第12号の 2 (第14条の 2 関係)

[略]

共済規程を変更したので、農業協同組合法第11条の 7 第 4 項の規定により届け出ます。

[略]

様式第13号 (第15条関係)

[略]

農地等に関する信託事業を行うため、信託規程を定めたので、農業協同組合法第11条の23第 1 項の規定により、承認を申請します。

[略]

第63条 [略]

別記

様式第 1 号から第 4 号まで 削除

様式第 5 号 (第 7 条関係)

登 記 完 了 報 告 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名 称

代表者の職及び氏名 印

組合等登記令第 条の規定による登記を完了したので、農業協同組合法施行細則第 7 条の規定により、次のとおり報告します。

1 登記事項

2 登記の完了した日

(添付書類)

1

2

様式第 9 号 (第11条関係)

[略]

同一人に対する信用供与等の額が農業協同組合法第11条の 8 第 1 項の信用供与等限度額を超えることについて、同項ただし書の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第10号 (第12条関係)

[略]

共済事業を行うため、共済規程を定めたので、農業協同組合法第11条の17第 1 項の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第11号 (第13条関係)

[略]

共済規程を変更したいので、農業協同組合法第11条の17第 3 項の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第12号 (第14条関係)

[略]

共済規程を廃止したいので、農業協同組合法第11条の17第 3 項の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第12号の 2 (第14条の 2 関係)

[略]

共済規程を変更したので、農業協同組合法第11条の17第 4 項の規定により届け出ます。

[略]

様式第13号 (第15条関係)

[略]

農地等に関する信託事業を行うため、信託規程を定めたので、農業協同組合法第11条の42第 1 項の規定により、承認を申請します。

[略]

<p>様式第14号 (第16条関係)</p> <p>[略]</p> <p>信託規程を変更したいので、<u>農業協同組合法第11条の23第3項</u>の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第14号 (第16条関係)</p> <p>[略]</p> <p>信託規程を変更したいので、<u>農業協同組合法第11条の42第3項</u>の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第14号の2 (第16条の2関係)</p> <p style="text-align: center;">信託規程変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮崎県知事 _____ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">名 称 _____</p> <p style="text-align: right;">代表者の職及び氏名 _____ 印</p> <p>信託規程を変更したので、<u>農業協同組合法第11条の42第4項</u>の規定により届け出ます。</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 _____</p> <p>2 _____</p>
<p>様式第15号 (第17条関係)</p> <p style="text-align: center;">信託規程廃止承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>信託規程を廃止したいので、<u>農業協同組合法第11条の23第3項</u>の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第15号 (第17条関係)</p> <p style="text-align: center;">信託規程廃止届出書</p> <p>[略]</p> <p>信託規程を廃止したので、<u>農業協同組合法第11条の42第4項</u>の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第16号 (第18条関係)</p> <p>[略]</p> <p>次の理由により受託者を辞任したいので、<u>信託法第57条第2項</u>及び<u>農業協同組合法第11条の26</u>の規定により、許可を申請します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第16号 (第18条関係)</p> <p>[略]</p> <p>次の理由により受託者を辞任したいので、<u>信託法第57条第2項</u>及び<u>農業協同組合法第11条の45</u>の規定により、許可を申請します。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第17号 (第19条関係)</p> <p>[略]</p> <p>信託財産の受託者を解任したいので、<u>信託法第58条第4項</u>及び<u>農業協同組合法第11条の26</u>の規定により、次のとおり請求します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第17号 (第19条関係)</p> <p>[略]</p> <p>信託財産の受託者を解任したいので、<u>信託法第58条第4項</u>及び<u>農業協同組合法第11条の45</u>の規定により、次のとおり請求します。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第18号 (第20条関係)</p> <p>[略]</p> <p>信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めを変更したいので、<u>信託法第150条第1項</u>及び<u>農業協同組合法第11条の26</u>の規定により請求します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第18号 (第20条関係)</p> <p>[略]</p> <p>信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めを変更したいので、<u>信託法第150条第1項</u>及び<u>農業協同組合法第11条の45</u>の規定により請求します。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第19号 (第21条関係)</p> <p>[略]</p> <p>信託を終了したいので、<u>信託法第165条第1項</u>及び<u>農業協同組合法第11条の26</u>の規定により、次のとおり請求します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第19号 (第21条関係)</p> <p>[略]</p> <p>信託を終了したいので、<u>信託法第165条第1項</u>及び<u>農業協同組合法第11条の45</u>の規定により、次のとおり請求します。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第20号 (第22条関係)</p> <p>[略]</p> <p>宅地等供給事業を行うため、宅地等供給事業実施規程を定めたので、<u>農業協同組合法第11条の29第1項</u>の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第20号 (第22条関係)</p> <p>[略]</p> <p>宅地等供給事業を行うため、宅地等供給事業実施規程を定めたので、<u>農業協同組合法第11条の48第1項</u>の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第21号 (第23条関係)</p> <p>[略]</p>	<p>様式第21号 (第23条関係)</p> <p>[略]</p>

宅地等供給事業実施規程を変更したいので、農業協同組合法第 11 条の 29 第 3 項の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第 22 号 (第 24 条関係)

宅地等供給事業実施規程廃止承認申請書

[略]

宅地等供給事業実施規程を廃止したいので、農業協同組合法第 11 条の 29 第 3 項の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第 23 号 (第 25 条関係)

[略]

農業の経営を実施するため、農業経営規程を定めたので、農業協同組合法第 11 条の 32 第 1 項の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第 24 号 (第 26 条関係)

[略]

農業経営規程を変更したいので、農業協同組合法第 11 条の 32 第 3 項の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第 25 号 (第 27 条関係)

農業経営規程廃止承認申請書

[略]

農業経営規程を廃止したいので、農業協同組合法第 11 条の 32 第 3 項の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第 28 号 (第 30 条、第 61 条関係)

[略]

通常 総 会

第 回 を次のとおり招集したので、農業協同組

臨時 総代会

宅地等供給事業実施規程を変更したいので、農業協同組合法第 11 条の 48 第 3 項の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第 21 号の 2 (第 23 条の 2 関係)

宅地等供給事業実施規程変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名 称

代表者の職及び氏名 印

宅地等供給事業実施規程を変更したので、農業協同組合法第 11 条の 48 第 4 項の規定により届け出ます。

(添付書類)

1

2

様式第 22 号 (第 24 条関係)

宅地等供給事業実施規程廃止届出書

[略]

宅地等供給事業実施規程を廃止したので、農業協同組合法第 11 条の 48 第 4 項の規定により届け出ます。

[略]

様式第 23 号 (第 25 条関係)

[略]

農業の経営を実施するため、農業経営規程を定めたので、農業協同組合法第 11 条の 51 第 1 項の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第 24 号 (第 26 条関係)

[略]

農業経営規程を変更したいので、農業協同組合法第 11 条の 51 第 3 項の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第 24 号の 2 (第 26 条の 2 関係)

農業経営規程変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名 称

代表者の職及び氏名 印

農業経営規程を変更したので、農業協同組合法第 11 条の 51 第 4 項の規定により届け出ます。

(添付書類)

1

2

様式第 25 号 (第 27 条関係)

農業経営規程廃止届出書

[略]

農業経営規程を廃止したので、農業協同組合法第 11 条の 51 第 4 項の規定により届け出ます。

[略]

様式第 28 号 (第 30 条関係)

[略]

通常 総 会

第 回 を次のとおり招集したので、農業協同組

臨時 総代会

<p>第30条第1項 <u>合法施行細則</u> の規定により 第61条において準用する第30条第1項 、次のとおり報告します。 [略] 様式第29号(第31条、第61条関係) [略] 通常 総 会 同日 第 回 を 年 月 日開催し、 臨時 総代会 年 月 日 第31条 終了したので、<u>農業協同組合法施行細則</u> 第61条において準用する の規定により報告します。 第31条 [略] 様式第30号(第32条、第61条関係) <u>理事会終了報告書</u> [略] <u>理事会</u>を 年 月 日終了したので、<u>農業協同組合法施</u> 第32条 行細則 の規定により報告します。 第61条において準用する第32条 [略] 様式第31号(第33条、第61条関係) <u>登 記 完 了 報 告 書</u> 年 月 日 宮崎県知事 殿 所在地 名 称 代表者の職及び氏名 印 <u>農業協同組合法第 条の規定による登記を完了したので、農業</u> 第33条 協同組合法施行細則 の規定により 第61条において準用する第33条 、次のとおり報告します。 1 登記事項 2 登記の完了した日 (添付書類) 1 2 様式第32号(第34条、第61条関係) [略] 設定 第34条 規約を変更したので、<u>農業協同組合法施行細則</u> 廃止 第61条において の規定により報告します。 準用する第34条 [略]</p>	<p><u>合法施行細則第30条第1項</u>の規定により、次のとおり報告します 。 [略] 様式第29号(第31条関係) [略] 通常 総 会 同日 第 回 を 年 月 日開催し、 臨時 総代会 年 月 日 終了したので、<u>農業協同組合法施行細則第31条</u>の規定により報告 します。 [略] 様式第30号(第32条関係) <u>理事会</u> 終了報告書 <u>経営管理委員会</u> [略] <u>理事会</u> を 年 月 日終了したので、<u>農業協同</u> <u>経営管理委員会</u> <u>組合法施行細則第32条</u>の規定により報告します。 [略] 様式第31号 削除 様式第32号(第34条関係) [略] 設定 規約を変更したので、<u>農業協同組合法施行細則第34条</u>の規定に 廃止 より報告します。 [略]</p>
---	--

様式第33号 (第35条、第61条関係)

[略]

第35条

次の事項が生じたので、農業協同組合法施行細則

第61条におい

の規定により報告します。

て準用する第35条

[略]

様式第34号 (第36条、第61条関係)

[略]

第36条

監事の監査を行ったので、農業協同組合法施行細則

第61条にお

の規定により、次のとおり報告します。

いて準用する第36条

[略]

様式第36号 (第38条関係)

定例の財務諸表等報告書

年 月 日

宮崎県知事 _____ 殿

所在地

名 称

代表者の職及び氏名 _____ 印

定例の財務諸表等をまとめたので、農業協同組合法施行細則第38条の規定により、次のとおり報告します。

1 報告の種類

2 報告の基準日

(添付書類)

1

2

様式第44号 (第46条関係)

[略]

総会又は総代会において解散の議決を行った日

[略]

様式第33号 (第35条関係)

[略]

次の事項が生じたので、農業協同組合法施行細則第35条の規定により報告します。

[略]

様式第34号 (第36条関係)

[略]

監事の監査を行ったので、農業協同組合法施行細則第36条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

様式第36号 削除

様式第44号 (第46条関係)

[略]

総会又は総代会において解散の決議を行った日

[略]

様式第44号の2 (第46条の2 関係)

農業協同組合

解散届出書

農業協同組合連合会

年 月 日

宮崎県知事 _____ 殿

所在地

名 称

代表者の職及び氏名 _____ 印

第64条第1項第1号

農業協同組合法

第48条第7項において準用する第64条第1項第

の規定により解散したので、同条第4項の規定により、次
第1号

のとおり届け出ます。

総会又は総代会において解散の決議を行った日

(添付書類)

[略]
様式第54号 (第56条関係)

[略]
農事組合法人は、理事の職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがあるので、農業協同組合法第72条の12の6の規定により、一時理事の職務を行うべき者の選任を請求します。

[略]
様式第55号 (第57条関係)

[略]
業務の執行
農事組合法人の につき、不整の事項を発見したので
財産の状況
、農業協同組合法第72条の12の8第3号の規定により、次のとおり報告します。

[略]
様式第56号 (第58条関係)

[略]
清算終了の登記を完了したので、農業協同組合法第72条の18の10の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]
様式第57号及び様式第58号 削除
様式第59号 (第60条関係)

中央会役員異動報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

宮崎県農業協同組合中央会
会 長 印

役員に異動があったので、農業協同組合法施行細則第60条の規定により、次のとおり報告します。

新任、 再任、 退任の 別	役 職 名	常勤 、非 常勤 の別	異動 年月 日	氏名	年 齢	住所	略 歴	宮農 規模	農業 以外 の職 業

(添付書類)

- 1
- 2

様式第60号 (第62条関係)

中央会財務報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

宮崎県農業協同組合中央会
会 長 印

予算が成立

中央会の したので、農業協同組合法施行細則第62条
決算が確定

の規定により、次のとおり提出します。

- 1 報告の種類
- 2 報告の基準

(添付書類)

- 1

[略]
様式第54号 (第56条関係)

[略]
農事組合法人は、理事の職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがあるので、農業協同組合法第72条の22の規定により、一時理事の職務を行うべき者の選任を請求します。

[略]
様式第55号 (第57条関係)

[略]
業務の執行
農事組合法人の につき、不整の事項を発見したので
財産の状況
、農業協同組合法第72条の24第3号の規定により、次のとおり報告します。

[略]
様式第56号 (第58条関係)

[略]
清算終了の登記を完了したので、農業協同組合法第72条の44の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

2

様式第61号 (第63条関係)

[略]

様式第62号 (第64条関係)

[略]

様式第57号 (第59条関係)

[略]

様式第58号 (第60条関係)

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 301号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等を辞退した。

平成28年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人財団西都児湯医療センター	西都市大字妻1550番地

宮崎県告示第 302号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成28年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
西都児湯医療センター	西都市大字妻1550番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

宮崎県告示第 303号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成28年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

委 託 し た 収 納 事 務	委 託 先	委 託 期 間
林業・木材産業改善資金の貸付事業に係る貸付金の元利償還金及び違約金の収納事務	宮崎県森林組合連合会 宮崎中央森林組合 南那珂森林組合 都城森林組合 西諸地区森林組合 児湯広域森林組合 延岡地区森林組合 耳川広域森林組合	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

西臼杵森林組合
宮崎県木材協同組合連合会
日南製材事業協同組合
都城地区製材業協同組合
西都地区製材協同組合
西都造林素材生産事業協同組合
日向地区国有林材事業協同組合

宮崎県告示第 304号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成28年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

委 託 し た 収 納 事 務	委 託 先	委 託 期 間
沿岸漁業改善資金貸付金に係る債権についての保全及び取立てに関する事務	宮崎県信用漁業協同組合連合会	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

宮崎県告示第 305号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成28年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 川島第5地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線、標柱7号と標柱8号を市道川島山突線官民地境界に沿って結んだ線、標柱8号から標柱12号を順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	延岡市川島町2478
2	” ” 914

3	〃	〃	1454・1455合併 1
4	〃	〃	1454・1455合併 2
5	〃	〃	1454・1455合併 2
6	〃	〃	1453 - 1
7	〃	〃	1453 - 1
8	〃	〃	1506 - 乙
9	〃	〃	1506 - 1
10	〃	〃	1506 - 2
11	〃	〃	1454・1455合併 1
12	〃	〃	1454・1455合併 1

宮崎県告示第 306号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三股町	切寄谷3-新①	04-341-1-002-新①	土石流
	轟木谷1	04-341-1-003	土石流
	政矢谷2	04-341-1-007	土石流
	大八重谷1	04-341-1-008	土石流
	轟木谷2	04-341-1-009	土石流
	福留谷1	04-341-2-001	土石流
	福留谷1-新①	04-341-2-001-新①	土石流
	福留谷2	04-341-2-002	土石流
	福留谷3	04-341-2-003	土石流
	福留谷4	04-341-2-004	土石流
	轟木谷3	04-341-2-005	土石流
	清水谷	04-341-2-009	土石流
	大八重谷2	04-341-2-010	土石流
	坂下	I-1-0599	急傾斜地の崩壊

轟木 2	I-1-0603	急傾斜地の崩壊
轟木2-新①	I-1-0603-新①	急傾斜地の崩壊
山田 - 1	I-2-0223	急傾斜地の崩壊
山田 - 3	II-1-5015	急傾斜地の崩壊
上梶山-1	II-1-5026	急傾斜地の崩壊
福 留	II-1-5027	急傾斜地の崩壊
福留-新①	II-1-5027-新①	急傾斜地の崩壊
下轟木-1	II-1-5028	急傾斜地の崩壊
下轟木-1-新①	II-1-5028-新①	急傾斜地の崩壊
下轟木-2	II-1-5029	急傾斜地の崩壊
下轟木-2-新①	II-1-5029-新①	急傾斜地の崩壊
政矢谷-1	II-1-5036	急傾斜地の崩壊
政矢谷-1-新①	II-1-5036-新①	急傾斜地の崩壊
大 八 重	II-1-5038	急傾斜地の崩壊
大八重-新①	II-1-5038-新①	急傾斜地の崩壊
上梶山-2	II-1-5040	急傾斜地の崩壊
山田 - 4	II-1-5048	急傾斜地の崩壊
山田-4-新①	II-1-5048-新①	急傾斜地の崩壊
田上 - 3	III-1-9468	急傾斜地の崩壊
田上 - 4	III-1-9469	急傾斜地の崩壊
山田 - 6	III-1-9470	急傾斜地の崩壊
上梶山-3	III-1-9471	急傾斜地の崩壊
下轟木-3	III-1-9482	急傾斜地の崩壊
下轟木-4	III-1-9483	急傾斜地の崩壊

高 野 6	Ⅲ - 1 - 9488	急傾斜地の崩壊
-------	--------------	---------

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 307号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (溪 流) 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三 股 町	切寄谷3 - 新①	04 - 341 - 1 - 002 - 新①	土 石 流
	政矢谷 2	04 - 341 - 1 - 007	土 石 流
	福留谷 1	04 - 341 - 2 - 001	土 石 流
	福留谷 2	04 - 341 - 2 - 002	土 石 流
	福留谷 4	04 - 341 - 2 - 004	土 石 流
	轟木谷 3	04 - 341 - 2 - 005	土 石 流
	清 水 谷	04 - 341 - 2 - 009	土 石 流
	大八重谷 2	04 - 341 - 2 - 010	土 石 流
	坂 下	I - 1 - 0599	急傾斜地の崩壊
	轟 木 2	I - 1 - 0603	急傾斜地の崩壊
	轟木 2 - 新①	I - 1 - 0603 - 新①	急傾斜地の崩壊
	山 田 - 1	I - 2 - 0223	急傾斜地の崩壊
	山 田 - 3	Ⅱ - 1 - 5015	急傾斜地の崩壊
	上梶山 - 1	Ⅱ - 1 - 5026	急傾斜地の崩壊
	福 留	Ⅱ - 1 - 5027	急傾斜地の崩壊
	福留 - 新①	Ⅱ - 1 - 5027 - 新①	急傾斜地の崩壊
	下轟木 - 1	Ⅱ - 1 - 5028	急傾斜地の崩壊

下轟木 - 1 - 新①	Ⅱ - 1 - 5028 - 新①	急傾斜地の崩壊
下轟木 - 2	Ⅱ - 1 - 5029	急傾斜地の崩壊
下轟木 - 2 - 新①	Ⅱ - 1 - 5029 - 新①	急傾斜地の崩壊
政矢谷 - 1	Ⅱ - 1 - 5036	急傾斜地の崩壊
政矢谷 - 1 - 新①	Ⅱ - 1 - 5036 - 新①	急傾斜地の崩壊
大 八 重	Ⅱ - 1 - 5038	急傾斜地の崩壊
大八重 - 新①	Ⅱ - 1 - 5038 - 新①	急傾斜地の崩壊
上梶山 - 2	Ⅱ - 1 - 5040	急傾斜地の崩壊
山 田 - 4	Ⅱ - 1 - 5048	急傾斜地の崩壊
山田 - 4 - 新①	Ⅱ - 1 - 5048 - 新①	急傾斜地の崩壊
田 上 - 3	Ⅲ - 1 - 9468	急傾斜地の崩壊
田 上 - 4	Ⅲ - 1 - 9469	急傾斜地の崩壊
山 田 - 6	Ⅲ - 1 - 9470	急傾斜地の崩壊
上梶山 - 3	Ⅲ - 1 - 9471	急傾斜地の崩壊
下轟木 - 3	Ⅲ - 1 - 9482	急傾斜地の崩壊
下轟木 - 4	Ⅲ - 1 - 9483	急傾斜地の崩壊
高 野 6	Ⅲ - 1 - 9488	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第12条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成28年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第1000号	混合有機質肥料	混合有機質肥料5-2-2	TN 5.0 TP 2.0 TK 2.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成22年2月24日 至 平成31年2月23日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量、TK：カリウム全量

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次のとおり肥料の登録は、失効した。

平成28年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					名称	所在地	
宮崎県第991号	混合有機質肥料	大地の達人	TN 4.0 TP 4.0 TK 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	清本鐵工株式会社	宮崎県延岡市土々呂町6丁目1633番地	平成28年2月21日
宮崎県第1001号	炭酸カルシウム肥料	ていこう力	TN 5.0 TP 2.0 TK 2.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社アドバンス宮崎	宮崎県宮崎市池内町天神面3874番地	平成28年2月24日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量、TK：カリウム全量

県議会公告

宮崎県議会情報公開条例(平成14年宮崎県条例第27号)第27条の規定により、平成27年度における公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

平成28年4月18日

宮崎県議会議長 星原透

1 公文書の開示請求の処理状況

請求書受付件数	決定等の内訳						合計
	開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ	
10	10	3	0	0	0	0	13

(注1) 1件の開示請求に対して、当該請求の内容等により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況

区分	個人	法人その他の団体	計
県内	0	8	8

県外	2	0	2
計	2	8	10

3 不服申立ての件数
0件